（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第四百九条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第二十九条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第四百十条　独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（東京地下鉄株式会社法の一部改正）

第四百十一条　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田国際空港株式会社法の一部改正）

第四百十二条　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正）

第四百十三条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条第一項、第五十七条及び第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第四百十四条　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第四百十五条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号及び第二十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第四百十六条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条、第十八条並びに附則第九条及び第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第十六条第二項第四号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正）

第四百十七条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ト中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号ヌ及びル中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）

第四百十八条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（住宅宿泊事業法の一部改正）

第四百十九条　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号、第二十五条第一項第四号及び第四十九条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条から第七十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部改正）

第四百二十条　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条並びに附則第七条第一項、第三項、第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部改正）

第四百二十一条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十五章　環境省関係

（温泉法の一部改正）

第四百二十二条　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自然公園法の一部改正）

第四百二十三条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条から第八十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正）

第四百二十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の四第三項、第七十六条の二第一項及び第七十七条から第七十八条の四まで

二　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第五十一条から第五十三条まで

三　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十九条

四　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二十四条から第二十七条まで

五　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十三条及び第五十四条